

厚生労働大臣特別表彰

松本芳雄さん

このほど松本芳雄さんが、民生委員・児童委員厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。これは、永年の民生委員・児童委員の活動が認められたものです。



松本さんは昭和58年12月に民生委員・児童委員に就任し、21年間常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に貢献されてきました。

親と子の教育相談を行っています ～ひとりで悩まず早めに相談を～

小学生、中学生の皆さんやお父さん、お母さん等を対象に教育相談事業を開設していますのでご利用ください。

◇相談内容 いじめ、不登校等にかかわる悩み

◇相談方法

【電話相談】フリーダイヤル ☎0120-845665

・日時 月～金曜日、午前8時30分～午後5時
(時間外は留守番電話が受け付け)

・相談員 町教育委員会 野村正人指導主事

【来所(面接)相談】

・日時 毎月第2・第4水曜日、午後1時30分～午後3時30分

・場所 学校教育課

・相談員 奈良勝美相談員

・申し込み 事前に専用電話(フリーダイヤル)でお申し込みください

◇費用 いずれも相談は無料

※相談は、学校と連携をとりながら実施し、家庭訪問相談も随時行っていきます。秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

学校教育課

☎84-3115(直通)

保険料免除の申請はお済みですか

住民課

内線144

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。さらに17年4月からは30歳未満のかたを対象に保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が新たにできました。

前年度の所得を基準に審査が行われ、承認されると国民年金保険料の全額または半額の納付が免除(若年者納付猶予では全額の納付が猶予)されます。ただし、半額免除が承認された場合には、残りの半額分の保険料を納めないで未納と同じ扱いになります。免除や若年者納付猶予が承認された期間は、年金を受け取るための資格期間には算入

されませんが、老齢基礎年金の年金額は、保険料を全額納めた場合と比べて全額免除では三分の一、半額免除で残りの保険料を納めた場合では三分の二として計算されます。また、若年者納付猶予は年金額には反映されません。今まで免除の承認を受けていたかたは、6月で承認期間が切れますので、引き続き免除を希望されるかたは忘れずに申請をしてください。

「シャーク・テイル」

◇期日 7月24日(日)

◇上映時間 ①午前11時

②午後2時

◇場所 ふるさと産業文化館ホール

◇チケット料金 大人

800円、小人 60

0円(3歳以上中学生

以下)

当日券 200円増

※詳しくは、ふるさと産業文化館へお問い合わせください。